



文化に関する条例の制定について
答 申

小田原市文化振興ビジョン推進委員会
平成28年10月

平成 28 年 10 月 31 日

小田原市長 加藤 憲一 様

小田原市文化振興ビジョン推進委員会
委員長 水 田 秀 子

文化に関わる条例の制定について（答申）

平成 27 年 6 月 30 日、当委員会に対し意見を求められた「文化に関わる条例の制定」について、答申をいたします。

平成 23 年度に策定された「小田原市文化振興ビジョン」や、それ以降、推進体制などを話し合ってきた「小田原市文化振興ビジョンを推進するための懇話会」の意見等を念頭に、様々な視点からの審議を重ねてきました。

本年 5 月 23 日には文化に関わる条例の骨子案として中間答申をさせていただいたところです。

その後、パブリックコメント等の意見を拝見し、委員会として、小田原市の将来にわたる持続的な発展の礎として、文化の力こそが重要であり、そのことを市民、行政が改めて認識するための条例案を検討いたしました。条例の名称には、文化振興の主体となるのは市民であること、そして、この条例は、市民の自由な文化活動を保障するものとなるという考えから「私たちの」という言葉を使用しています。

文化振興に関する基本的な方向性を定めるこの条例が、市民と行政で共有され、市の施策の基盤となることを期待しています。

本条例を理念条例に終わらせないために、条例案に規定しているとおり、今後、基本計画を策定し、推進体制を整え、計画の評価を実施することで、将来にわたり、小田原市民の自治の基盤として市民主体の文化が振興されることを切に願うものです。

私たちの小田原文化振興条例

文化とは、長い歴史や風土の中で生まれ、人々の生活するところにあり、暮らしそのものです。文化による人と人との繋がりは、生活にゆとりと潤いをもたらします。人々は、過去いくたびか訪れた大きな災害などの困難をも地域の誇りである文化とともに乗り越えてきました。文化は未来への希望や生きる力を育む源となります。

小田原では千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきました。中世には関東最大の城下町として、城下には小田原の文化が溢れていました。江戸時代には、東海道の宿場町として栄え、報徳仕法を主導した二宮尊徳を生み出しました。近代になると、多くの政財界人や文化人が自然豊かな小田原に居を移しています。

現在では、県西地域の中心都市として私たち市民が紡ぐ文化活動が行われ、受け継がれています。小田原にしかない文化がここにあります。

小田原の歴史や風土に生まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化、芸術文化。そしてそれらを支えてきた私たち。

文化は、私たちのまちの礎となるものです。過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けることで、感動との出会いをもたらし、いつの時代も私たちの誇りとなるのです。

感動は行動を起こす力となり、共感はそれを持続させる力を生みます。

小田原の文化を守り育てながら新たな文化を創造していくことができるのは、私たち市民です。市民がつくり繋いでいく小田原の文化が、小田原を愛する市民とまちを育くみ、未来に受け継がれていきます。

私たち市民には豊かな文化的環境の中で、いのちを育み、守り、暮らす権利があります。私たち市民は、多様な文化を振興することで、すべての人と寄り添い、共に社会の仲間として暮らしていくまちを目指します。文化により地域の繋がりを生み出すことが新しい価値を生みだし、様々な社会的課題を解決していく未来への一歩となるのです。

私たち市民は、小田原を愛するすべての人とともに心豊かに、自分たちらしく生きる道しるべとしてこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市と市民がともに推進する文化の振興(継承、創造及び発信等)に関する基本的事項を定め、その総合的かつ効果的な推進を図ることにより、希望と幸福感を持って暮らすことのできるまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化を創造し、享受すること、また文化活動に参加することが市民の生まれながらの権利であることに鑑み、子ども、高齢者、障がいの有る無しにかかわらず、全ての人に社会参加の機会をひらく社会的基盤として、私たち市民が心豊かな生活を送り、自分たちらしく生きるために、将来にわたり文化を振興するものとする。

2 歴史や風土に育まれた伝統文化、なりわい文化、生活文化など小田原ならではの豊かな文化を大切にするとともに、それらに常に新しい光を当てることで後世に継承するものとする。また、芸術文化の自由な創造活動が行われることで、小田原の新しい文化を構築するものとする。

3 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性並びに互いの多様性を尊重するものとする。

4 自らのまちを自ら創りあげていく自治の基盤は、小田原の豊かな文化と私たち市民によって創られた文化であり、その文化によって小田原を支える市民が育くまれることを認識し、文化を振興するものとする。

5 文化を振興することで、まちの魅力を高め、産業や観光へ活用し、経済の発展に貢献するとともに、文化と社会や経済が影響を与え合い、相互に磨かれる循環をつくるものとする。

(市民による文化の振興)

第3条 市民は、前文及び第2条に定める基本理念にのっとり、一人ひとりが文化の担い手であるとの認識のもと、自ら小田原の文化を継承し、創造し、及び発信に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に定める基本理念にのっとり、文化の振興に資する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民が文化に親しむとともに、文化を振興することができるよう環境の整備と支援を行うものとする。

3 市は、市民や文化活動を行う団体、事業者等と連携し、地域における人材や文化資源、情報等を活かし、文化を振興するものとする。

4 市は、社会や地域の課題を考慮し、その解決に向けた文化振興施策を推進するよう努めるものとする。

5 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化の振興に資するように配慮するものとする。

6 市は、文化の振興を図るため、国、神奈川県、他の地方公共団体等と連携に努めるものとする。

7 市は、上記の責務を果たすため、必要な体制と財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(施策の方向性)

第5条 市は、全ての市民が文化に親しむ機会を充実させるとともに、芸術文化を鑑賞し、さらには、市民自らが創造活動を行うことができる環境の整備、その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、文化の継承及び発展を図るため、伝統文化等の後継者の育成を支援するとともに、様々な文化資源が適切に保存され、及び活用されるための必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、特色ある文化の創造に向けて、本市の豊かな自然、歴史、伝統、なりわい等の文化資源を生かした取り組みやその他の必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、市民一人ひとりが文化の担い手であるという認識のもと、文化活動を行う人やそれを支える人を育てる環境を整備し、その成果を発表する機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

5 市は、次代を担う子どもたちの豊かな心を育むため、子どもたちが多様な文化に親しむための施策を推進するものとする。

6 市は、文化活動等に関する情報を積極的に収集し、市民及び文化活動団体等と協働してその情報を内外に発信することにより、文化を通じた様々な交流を促進するものとする。

7 市は、文化の振興及びまちの魅力の向上を図るため、小田原ゆかりの芸術家や研究者など文化に関わる人材との交流及び連携に努めるものとする。

8 市は、市民が文化に対する親しみを深められるよう生涯学習活動を行う市民及び団体との連携に努めるものとする。

(計画の策定)

第6条 市長は、本条例に基づき、市の文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市長は、基本計画の策定にあたり、別に条例で設置する小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を求めるとともに、市民及び文化団体等から意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画に基づく施策や事業の成果について、審議会の評価を受けることとする。

4 市長は、前項の評価及び検証の結果、必要に応じ、計画の変更その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、市の文化の振興施策を推進するに当たり、必要に応じ、審議会からの意見を求めることとする。

2 市は、市の文化の振興施策を推進するに当たり、専門性を持った人員の配置及び組織による継続的な事業推進を図るよう努めることとする。